

〔 I 〕 東京農業の確立に関する要望

東京の農業は、農業者の努力によりそれぞれの地域環境に適応した多彩な農業経営が展開されており、新鮮で安全・安心な食料や生活に潤いをもたらす緑等を供給するとともに多様な機能を持つ貴重な農地を維持しており、地域住民にとって無くてはならない役割を果たしている。

また、東京農業は都市住民にとって最も身近な場所で営まれていることから、地産地消や農業体験を通じて農業の魅力や必要性を日々発信しており、このことが日本農業全体の理解者を増やすことにもつながっている。

こうした代替のない役割を持つ東京農業を将来にわたり維持するためには、規模の大小や経営部門にかかわらず、生産に努力している家族経営を幅広く担い手として位置付け支援することが重要である。

よって、政府・国会におかれては、かけがえのない東京農業を守り発展させるため、下記事項の実現に向けて積極的に取り組むよう、ここに強く要望する。

記

1. 農家の所得確保と担い手の育成・支援対策の確立

(1) 農家の生産意欲を向上させる所得確保対策の確立

農業の担い手を確保し自給率を向上させるため、農村から都市地域まで、また離島や中山間地も含め、農家がすべからく安心して営農できるよう所得確保対策ならびに価格政策を確立すること。

(2) 認定農業者の経営改善を後押しする支援施策の拡充

認定農業者が農業経営改善計画を達成するための必要な支援を拡充すること。また、これらの施策については農業振興地域に限定せず支援を受けられるようにすること。

(3) 農業後継者の育成・支援

地域農業の未来を担う農業後継者を確保するため、後継者支援対策を抜本的に強化すること。さらに、後継者が安心して就農し新たな農業に意欲的に取り組むためには就農当初の所得確保が重要であることから、農業次世代人材投資事業の予算を拡充するとともに、支給要件を緩和して親元就農でも受給しやすくすること。なお、都市地域や中山間地では制度が地域の実情に合わないことから人・農地プランの策定を前提としない制度とすること。

(4) 畜産経営に対する支援の強化

飼料価格の安定や所得確保対策、施設の近代化等、畜産経営を支援するための対策を抜本的に強化すること。

(5) 農業改良普及事業の強化

農業改良普及事業については農家の経営改善や農業技術の向上、農業後継者の育成等に大きな役割が期待されることから、普及指導員を増員できるよう事業予算を拡充すること。

2. 地域農業の振興

(1) 農業振興地域に対する支援

農業振興地域は重点的に農業を振興すべき地域であることから、各種支援事業の採択要件については地域の実情に鑑みて緩和し、柔軟に運用すること。

(2) 山村・離島振興のための施策の拡充

山村・離島地域の振興と農業生産基盤の強化をはかるため、農山漁村の活性化に関する事業および島しょの農業振興について必要な関係事業を継続するとともに、支援を拡充すること。

また、特に離島については離島振興法に基づく離島振興基本方針に掲げられた事項の実現に向けてさらに支援を強化すること。

(3) 農業者の住居の確保に対する支援

離島や中山間地域では、新規就農やUターン就農の希望者は決して少なくないものの、安定した住居の確保が困難な場合が多い。地域社会を維持するためにも就農者の確保は非常に重要であることから、農業者の住居の確保に対する支援施策を確立するとともに土地関連制度の柔軟な運用をはかること。

(4) 災害に強い農業の構築

これまで災害が発生した地域では、がれきの撤去や圃場の整備を請け負う人手の不足、施設再建のための資材の高騰といった事態が発生している。こうした状況を踏まえ、災害が発生した際に被災した農家の営農再開に対しすみやかに援助する体制を構築するとともに、災害に強い農業を構築するための施設整備等に対する支援を強化すること。

(5) 小規模な基盤整備事業の推進

農地の遊休化を防止し利用を促進するため、基盤整備事業においては小規模な農道整備等も対象とするとともに対象地域を農業振興地域以外に拡大すること。

3. 国内産業と国民の暮らしを守る国際交渉

各国・地域との間で締結した経済協定については、それに伴う市場開放が我が国の農業に与える影響を正確に見積り、国内の農業経営が持続できるよう総合的な対策を講ずること。

さらに、食料自給率の向上と食料安全保障の観点も踏まえ、国内産業をかえりみないこれ以上の市場開放は行わないこと。

4. 食の安全・安心の確保と地産地消の促進

(1) 地産地消の推進

安全で安心な消費生活を求める国民の期待に応えるとともに、地域農業の維持・発展をはかるため、食料や花、緑化木等の地産地消を促進する施策を強化すること。さらに、消費者に対して国内農業が果たしている役割を伝え、国産農産物の魅力をPRする取組を強化すること。

(2) 安全・安心の農産物に対する適正な価格形成

東京産農産物が安全・安心に配慮して生産されていることについて国民への啓発を行うとともに、農家の努力や生産コストに見合う価格が形成されるよう有効な対策を講じること。

(3) 学校教育と農業との連携の促進

学校給食の食材に地元産農産物を利用する取組や、食農教育に取り組む自治体の事業を後押しするため、地域で活動する農業者や団体等に対し必要な支援を行うこと。

5. 有害鳥獣対策の強化

有害鳥獣による被害の増大により、地域によっては農業者自身に営農意欲があっても耕作をあきらめざるを得ない事態となっている。このような有害鳥獣は都道府県単位ごとの解決が難しいことから、迅速かつ的確な対応がはかれるよう、農政局を単位として、駆除と被害低減を両輪とする抜本的な対策を講ずること。

6. 動植物に対する防疫体制の強化

(1) ウメ輪紋ウイルス対策の強化

ウメ輪紋ウイルスの防除について確実に根絶するとともに、伐採処分が行われた後の農業生産の再構築に対し積極的な支援を行うこと。

(2) 防疫体制の強化

発生すれば畜産経営に甚大な損害を与えるCSF（豚熱）、鳥インフルエンザ、口蹄疫等について、防疫体制を強化すること。また、感染防止の方策や、発生した際の対応等について生産者や自治体、関係団体等への指導を徹底すること。

7. 税制等に関する要望

(1) 農地の譲渡にかかる特例措置の対象地域の拡大と控除額の増額

農業委員会のあっせんなどにより農地を農地として売り渡した際の譲渡所得に対する特別控除について、市街化区域も含め対象地域を拡大するとともに控除額を引き上げること。また、購入した農家が負担する登録免許税ならびに不動産取得税を免税とすること。

(2) 消費税免税事業者である農業者が不利にならないための措置

消費税については2023年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されるが、免税事業者は適格請求書等を発行することができない。経過措置が設けられているものの、期限付きであり内容も不十分であることから、すべての事業者を課税事業者として適格請求書等を発行できるようにしたうえで、課税売上が現制度における免税点以下の事業者は申告不要とするなど制度を改めること。

(3) 青色申告特別控除額の引き上げ

個人経営の農家に青色申告を普及し適切な経営管理を推進するため、青色申告特別控除額を引き上げること。

8. 地域農業の維持・発展をはかる農業委員会組織の強化

農地の保全と利用促進、そして担い手の確保・育成等に大きな役割を期待されている農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所のネットワークが、今後とも地域農業の維持・発展に全力で取り組むことのできるよう、運営・事業のための予算を十分に確保すること。

9. 国が管理する土地の除草の徹底と有効活用

物納されるなどして国が管理している土地については除草等の管理を徹底するとともに、未利用の土地は地域と連携して公的利用や農業者への貸付など有効活用を積極的に進めるよう、関係省庁の協議・連携を行うこと。

10. 国有農地の早期解消

残存する国有農地の存在は農地の貸借に対する啓発にとって大きな阻害要因となっている。よって、現存する国有農地については売り払い先を拡大するとともに、農耕貸付されているものは農業目的に、それ以外は目的に応じた売り払いを早急に行い、その解消を進めること。

令和2年2月20日

第61回 東京都農業委員会・農業者大会

